

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和松会定款第8条に基づき、評議員の報酬に関する事項を定める。

(評議員会への出席報酬)

第2条 評議員が評議員会及び理事会等に出席したときは、第3条により報酬及び交通費等を支払うものとする。

(報酬額)

第3条 評議員が受ける報酬及び交通費等の額は次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会等出席 日額 5,000 円
- (2) 交通費等 法人役員等旅費規程を適用する。

(支給日及び支払方法)

第4条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和松会（以下「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事への報酬)

第3条 役員のうち法人業務を行う理事に対して各会計年度の総額が 2,000,000 円を超えない範囲で理事報酬を支給することができる。
ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(理事への支給額)

第4条 理事長及び業務執行理事への報酬及び交通費等は 別表 1 により支給する。

(監事への報酬)

第5条 役員のうち監事に対して各会計年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で監事報酬を支給することができる。

(監事への支給額)

第6条 監事への報酬及び交通費等は 別表 2 により支給する。

(出張旅費等)

第7条 役員が法人業務のため出張（研修を含む）する場合の日当及び交通費等は、法人役員等旅費規程を適用する。
ただし、役員が職員である場合は、職員旅費規程を適用する。

(支給日)

第8条 理事への報酬は、毎月 25 日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。または、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。
2 監事への報酬は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

平成29年4月1日改正

別表1 (役員報酬規程第4条)

	支給額	交通費等
理事長報酬	月額 120,000円	無償
業務執行理事 業務報酬	日額 10,000円	法人役員等旅費規程を適用する
理事の 理事会及び評議員会出席等	日額 5,000円	法人役員等旅費規程を適用する

別表2 (役員報酬規程第6条)

	支給額	交通費等
理事会及び評議員会出席等	日額 5,000円	法人役員等旅費規程を適用する
外部監査立合い	日額 5,000円	法人役員等旅費規程を適用する
監事監査指導等	日額 10,000円	法人役員等旅費規程を適用する